

資金名称		利用資格の概要	融資限度額
新たな 取組に チャレンジ される方	事業承継 支援資金	無保証人型 大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、次のア～エの全ての要件を満たし、以下の①又は②のいずれかに該当する方 ア 資産超過であること イ 返済遅延中でないこと ウ EBITDA有利子負債倍率（＊）1.5倍以内 ＊（借入金・社債-現預金）／（営業利益+減価償却費） エ 法人と経営者の分離がなされていること ① 3年以内に事業承継（＝代表者交代）を予定する「事業承継計画」を有する法人 ※事業承継特別保証を複数回利用する場合は、事業承継特別保証1回目の保証日から3年以内に保証申込みを行うものに限ります。 ② 代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者（※11）	2億円 うち、無担保8,000万円 （無保証人型の②、計画承認型の①、③は上記とは別にそれぞれ2億円（うち無担保8,000万円）の限度額を有します。）
	計画承認型 ※大阪府担当課の認定要（①～④）	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者又はその代表者個人等で、以下の①～⑤のいずれかに該当する方 ① 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（※11） ② 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人（※11） ③ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（※11） ④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」（※12） ⑤ 事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買収するため、新たに設立された持ち株会社	

利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
年1.4%以下の 金融機関所定 （固定金利）	10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定（※9）	取扱金融機関（※10）	（※9） 事業承継・引継ぎ支援センターならびに中小企業活性化協議会の確認を受けた場合、保証料が軽減されます。 （※10） 与信取引のある金融機関に限ります。 （※11） 士業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人は除きます。
	利用資格①～④ 運転資金 10年以内（12ヵ月以内） 設備資金 15年以内（12ヵ月以内） 利用資格⑤ 無担保 15年以内（24ヵ月以内） 有担保 20年以内（24ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	利用資格①～③ 保証協会所定 利用資格④、⑤ 年1.15% （無担保） 年0.95% （有担保）	取扱金融機関	（※11） 士業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人は除きます。 （※12） 後継者の方が代表者に就任する前・開業する前に融資実行を受ける必要があります。

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とすることのできる制度を開始しました

●事業者選択型経営者保証非提供制度

①～⑤の要件をすべて満たす法人は、保証料の上乗せにより、経営者保証の提供を行わずに融資をご利用いただけます。ただし、設立後2期末満の法人であっても、決算0期の場合④及び⑤の要件、決算1期の場合は①、②、④及び⑤の要件をそれぞれすべて満たしていれば利用可能です。

- 過去2年間、決算書等を申込金融機関に提出していること
- 直前決算において、代表者への貸付金等がないまたは少額であり、役員報酬等も多額でないこと
- 次の両方又はいずれかを満たすこと
 - 直前決算における貸借対照表上、債務超過でないこと
 - 直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
- ①および②について継続的に充足することを誓約すること
- 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること

対象となる保証は、大阪府制度融資のうち無担保保険に付保される保証です。
 （法令等により経営者保証を徴求しないこととする制度を除く）

保証料率の上乗せ料率	直前決算で債務超過でない	直前決算で債務超過
減価償却前経常利益が直前2期連続赤字でない	保証料+0.25%	保証料+0.45%
減価償却前経常利益が直前2期連続赤字	保証料+0.45%	対象外 （本制度によって経営者保証を非提供とはできません）
法人設立後、決算が2期末満	保証料+0.45%	